

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令案等に対する
意見募集の結果について

令和7年6月30日
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
法務省民事局

「電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）の一部を改正する命令」、「電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定に係る指針（平成13年総務省・法務省・経済産業省告示第2号）の一部を改正する件」及び「電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関の調査に関する方針（令和7年デジタル庁統括官（デジタル社会共通機能担当）・法務省民事局長通知）」の案について、令和7年4月28日から同年6月1日まで御意見の募集を行ったところ、8件の御意見を頂きました。

頂いた御意見及びそれに対するデジタル庁・法務省の考え方について、以下のとおりまとめました。
貴重な御意見を頂き、厚く御礼申し上げます。

御意見	御意見に対する考え方
<p>【施行規則の改正案】</p> <p>第六条第十五号トについて、以下2点意見いたします。</p> <p>「危機管理に関する事項」の明文化に伴い、認定調査時にどのような確認が生ずることとなるのかについては、別途認定認証事業者側との調整をお願いします。現在、施行規則第六条第十五号トで規定されている「危機管理に関する事項」「情報漏洩、滅失又は毀損の防止」に対応する実施例の要件に対して、“EN319-401”の“5. Risk Assessment”の項で定められ、ISMS運用で実施され手続きと同様に(1)定期的なリスクアセスメントの実施、(2)その結果を踏まえてのリスク対策の実施、(3)リスク対策の実施のための運用手順の文書化、(4)リスクアセスメントの定期的な見直し、(5)経営層の残存リスクの受入れを定めることが必要なことであって、新たな認証業務の要件を追加するものではありません。ISMS取得企業であれば、ISMS向け報告書の内容そのまま、或いはその再整理で対応できるものでなければならぬと考えられます。認証業務に係る手順が過剰に調査表項目に追加されないように適切な措置をお願い致します。</p> <p>【施行規則の附則案】</p>	<p>改正後の電子署名法施行規則等の運用に当たっては、指定調査機関、認定認証事業者等と連携の上、改正の趣旨を踏まえて適切に対応いたします。</p> <p>なお、今回の電子署名法施行規則の改正に当たっては、既存の認定認証業務への影響も考慮し、附則第3項において、原則として令和8年6月30日までの間の経過措置を設けるものであり、頂いた御意見の趣旨を踏まえた内容であると考えます。</p> <p>また、改正後の電子署名法調査指針第10条第1号ロは、認定認証業務について「利用者その他の者が認定認証業務と他の業務を誤認することを防止するための適切な措置」を求めている電子署名法施行規則第6条第7号の例外として、1つの秘密鍵（発行者署名符号）から「電子署名用」と「eシール用」の電子証明書を発行することを許容する規定になります。</p>

認定認証事業者の負担を軽減する観点から、経過措置に関し、以下の修正を求めます。

<修正前>

3 一部施行日において現に電子署名及び認証業務に関する法律第四条第一項の認定又は同法第七条第一項の認定の更新を受けている認証業務については、一部施行日から令和八年六月三十日までの間（当該期間内に、同項の認定の更新の申請をし、かつ、当該認定の更新を受けた場合には、当該認定の更新の日までの間）は、なお従前の例による。

<修正後>

3 一部施行日において現に電子署名及び認証業務に関する法律第四条第一項の認定又は同法第七条第一項の認定の更新を受けている認証業務については、一部施行日から令和八年六月三十日までの間（当該期間内に、当該認定の更新を受けた場合には、当該認定の更新の日までの間）は、なお従前の例による。

施行規則第7条第二項（新設）の追加について、以下3点意見いたします。

施行規則第七条 2「（途中省略）業務場以外の場所から情報通信技術を利用する方法により（途中省略）」

強制力が伴わないように、双方合意を明確にした形で進められることを希望します。

あくまでリモート調査を選択肢として追加する趣旨であり、リモート調査の実施に当たっては認定認証事業者側の都合を優先するようお願いいたします。

昨年度の実証事業の際に、認証事業者がリモート調査の実施を認める場合に採用するように説明があったと思います。現段階で、認証事業者の意思確認手続きなどの運用方法について検討されていることはありませんでしょうか。

また、指定調査機関、及び認定認証事業者の認定調査対応の負荷軽減にはなる調査項目としては、例えば遠隔地に業務委託先がある場合に業務委託契約書の実在確認をする場合、隔地保管されたバックアップ媒体の実在確認、遠隔地に保管された大変古い帳簿書類のサンプリングによる現物確認などに限られると思います。

現在、多くの認証事業者がマイナンバーカード等による完全電子申込に踏み切れていない状況があります。現行の電子署名法では押印文書は原本で保存する必要があり、実印を使用する紙による利用申込の手続きが中心の認証事業者が多い中でリモート調査を受けようとする時に、紙で保存されている押印文書などの帳簿書類をわざわざ PDF に電子化するのは本末転倒となると思います。

先に述べたような明らかに負荷軽減になると考えられ、認証事業者がその調査項目に関してはリモート調査で実施することを認める場合にリモート調査を行うことし、一部を義務付けたり、努力目標を定めることを求めるようなやり方は避けて頂きたいと考えます。

【認定指針の改正案】

認定 e シールの認証業務用に電子証明書を発行可能とする改正について、意見と質問を 1 点ずついたします。

e シールに係る認証業務の認定に関する規程に基づき認定された e シール用電子証明書への電子署名にも使用できるようにすることは、当該認定を目指す認証事業者が認証局を共用化できることになり、大きな負担軽減であり多いに歓迎するものであり、賛同致します。

なお、相互認証先などの関係部門との技術面の調整が必要となりますので、その技術面の実現性に関する情報も適切に開示頂ければと思います。

第十条

当該内容は、他の目的に使用しない原則に対する除外規定の中に e シールを追加したものと理解しますが、事由を確認させてください。

【調査方針の改正案】

第 2 認証業務の用に供する設備関係 2. 暗号装置関係について、以下 2 点意見いたします。

暗号装置の技術基準に関して、暗号移行期間の経過措置として FIPS140-2 レベル 3 と整合した規格への適合もしくは当規格に定める要件を満たすものに相当する機能を有すると認められる場合についても許

<p>容した点について、賛同いたします。</p> <p>国内の暗号アルゴリズム移行期間や暗号装置の認定の有効期間切れ（Historical 移行）の軽過措置を定めていただけるものと思われませんが、認証事業者にとって歓迎すべきものです。</p> <p>なお、「暗号装置が(1)に定める要件を満たすものに相当する機能を有すると認められる」という判断をどのように行う予定かを示して頂ければと思います。</p> <p>以上</p>	
<p>電子署名法第6条第2項では「主務省令で定めるところにより、申請に係る業務の実施に係る体制について実地の調査を行うものとする。」とされている。これは申請者の事業場に赴いて人の知覚によって調査を行うことが規定されているものであり、改正後施行規則案第7条第2項の「調査の全部」について「申請事業場以外の場所から・・・行うことができる」とする部分はこの趣旨に明らかに反するものであるから、法律の委任の範囲を超えて無効なのではないか。</p>	<p>電子署名法第6条第2項では、認定のための審査に当たり「実地の調査」を行うことが求められていますが、同項の趣旨は、現地での調査を求めるものではなく、業務の実施に係る体制が同法の認定基準を満たすものであるか否か判断するために、現地の状況の調査を求めるものです。</p> <p>その現地の状況の調査については、平成12年の制定当初は、現地へ赴き、目視により行う必要がありましたが、その後のデジタル技術の進展により、従来は目視、実地監査、常駐、対面等のアナログな対応が求められた様々な場面においてデジタル技術の活用が進む中、現在では、デジタル技術を用いることで、遠隔地からも電子署名法第6条第2項で求められる水準の調査を行うことが可能になってきております。</p>
<p>施行規則の一部を改正する命令案における第7条第2項の追加（認定申請の際の調査の全部又は一部について、目視と同等の効果が得られると認められる場合には、情報通信技術を利用する方法により行うことを新たに認めることとする改正）については、法第6条第2項が定める「実地の調査を行うものとする」を逸脱した範囲まで調査の手法を拡張するものであり、法の授權の範囲を越えるものであることから行うべきでないと考えます。本改正の趣旨自体には賛同しますが、その方法はこのように授權の範囲を逸脱する施行規則改正ではなく法改正によるべきと考えます。</p> <p>仮に施行規則改正で行わねばならない場合も、「目視と同等の効果が得られると認められる場合」などと広範な解釈の余地がある規定の仕方ではなく、（実地による検査において事業所等に実際に赴くのは必ずしも人である職員に限る必要はないとする趣旨等の拡張に限定し、）ロボット・ドローン等による臨場の必要性が明らかな条文とし、あくまでも遠隔検査ではなく実地検査のみを認める改正であって法の範囲</p>	<p>こうしたことを踏まえ、今回の電子署名法施行規則改正では、同規則第7条に第2項を追加し、その旨を規定しようとするものであり、電子署名法による授權の範囲を逸脱するものではないと考えます。</p> <p>一方、認定認証業務が的確に行われることは、電子署名の信頼性の確保及び円滑な利用、ひいては、電子商取引をはじめ我が国の社会経済活動の健全な発展に寄与するものであることから、改正後の電子署名法施行規則第7条第2項の適用に際しては、頂いた御意見のとおり、具体的にどのような調査内容についてデジタル技術を活用することが適切か慎重な運用が必要です。</p> <p>このため、御指摘の趣旨を踏まえ、改正案を修正しました。</p>

<p>を逸脱するものでないことを明らかにする必要があると考えます。</p>	
<p>電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部改正にあたり、以下の意見を申し上げます。</p> <p>古いセキュリティ方式の排除と最新技術の導入について</p> <p>現在、SHA-3 など最新の暗号方式が存在する中、古いアルゴリズムを引き続き使用するのにはリスクが高く、利用者の信頼を損ねかねません。セキュリティ技術は日進月歩であるため、法制度側もこれに追随し、最新の安全基準を速やかに導入・更新することが重要です。特に、端末側やサービス側の対応をベンダー任せにせず、全体の移行計画を示し、国が強力に主導すべきです。</p> <p>デジタル弱者の削減について</p> <p>高齢者や障害者を含むデジタル弱者を生み出さないことは重要であり、むしろその数をゼロに近づける努力が求められます。技術更新時には移行支援・周知徹底・UI/UX 改善を同時に行い、すべての人が安全かつ平等にデジタルサービスを利用できる環境を整えるべきです。</p> <p>認証局の透明性と監査体制の強化</p> <p>認証局の業務は国民の信頼に直結するため、透明性の徹底および第三者機関による独立した監査を強化し、不正やミス予防に努めることが不可欠です。具体的には、認証局の運用状況の公開、監査報告書の公表、苦情受付体制の整備などを義務づけるべきと考えます。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の検討に当たって参考にさせていただきます。</p>
<p>税務申告等の公的手続きに際して、官庁と利用者双方の利便性の向上にあたっては電子証明書を有料で発行受付するのではなく、例えば法人設立の際に一律で認証カードを配布する等して利用者の発行申請の手間を省くことが必要だと考える。</p> <p>なぜならば現在世の中に流通するインターネット送信にあたってはほとんどの場合さほど手間がかからないのに対して公的手続きに関しては恐ろしく手間がかかるのが実態だからである。</p> <p>一定のセキュリティ品質を保持するのはもちろんだ</p>	

<p>が、従来の紙申告にあたっては法人でない者も申告ができたことを考えると、電子証明書の付与までは必要ないのかもしれない。</p> <p>税務申告に限っては e-Tax で申告する際に代表者個人のマイナンバーカードがあれば電子申告が可能だが、代表者個人のマイナンバーカードは法人とは別人格の者の署名になるので特段必要性に乏しいと考える。</p> <p>電子申告のハードルを下げて、より電子データのやり取りを加速するためには手続き以外にも税額控除・給付金・電話相談ではない親身なサポートという方法も考えられる。</p> <p>昨今の納税そのものが大きな負担となっている現状で、納税する前段階の手続きで負担増となる仕組みは早急に対処すべきだ。</p>	
<p>官公庁に提出する書類に署名が必要で、それを電子署名で対応した場合、本当に本人が署名したか確認される場合があります。</p> <p>電子署名法上問題ない範囲で電子署名を行っているのに、確認に手間取られては本末転倒ではないでしょうか。</p> <p>署名を確認する業務を担っている各担当者には電子署名のリテラシーを上げていただきたく思います。</p>	
<p>改悪するな</p>	<p>国民の皆様からの御理解を得られるように努めてまいります。</p>
<p>1. 現状と背景</p> <p>近年、情報通信技術（ICT）の急速な発展とともに、電子署名及び認証業務の重要性はますます高まっています。特に、デジタル契約やオンライン取引が拡大する中で、信頼性の高い認証システムの確立が求められています。しかし、現行の「電子署名及び認証業務に関する法律施行規則」は、こうした技術革新や国際的な動向に対して十分に対応できていない現状があります。</p> <p>例えば、以下のような問題点が指摘されています：</p> <p>技術的進展への対応遅れ：ブロックチェーンや多要素認証（MFA）など新たな技術に対する規制が不十分であり、現行規則ではこれらの新技術を十分にカバーできていません。</p>	<p>頂いた御要望は、今後の検討に当たって参考にさせていただきます。</p>

国際標準との乖離：EUのeIDAS規則など、国際的な電子署名基準に対して整合性を欠いており、国際取引の円滑化が妨げられています。

認証業務の透明性不足：民間認証機関の監督体制が弱く、信頼性に疑問が生じるケースも見受けられます。

これらの問題は、国内外の信頼性の高いデジタル契約の普及を妨げる要因となっており、早急な改正が求められています。

2. 課題の詳細

現行の施行規則の課題としては、以下の点が挙げられます：

新技術への対応遅延：ブロックチェーン技術の活用や、AIによる認証技術の進展が急速に進んでいる一方で、現行規則はこれらの新技術を十分に考慮していないため、今後のデジタル化社会における信頼性確保に支障をきたす可能性があります。

不十分な認証機関の監視・管理体制：民間認証機関に対する監視が緩く、不正確な認証や信頼性の低いサービスが市場に出回るリスクがあります。これにより、ユーザーが不正アクセスや情報漏洩のリスクにさらされる可能性が増加します。

国際的な規格との不整合：国際的な電子署名の基準（eIDAS）との整合性が取れていないため、国外での利用や取引において法的な信頼性が低下し、国際競争力が損なわれる恐れがあります。

3. 早期改正要望書の詳細内容

本要望書は、以下の点に重点を置いて早急な改正を求めるものです：

3.1 新技術への対応

新たな認証技術（例えば、ブロックチェーン、AIによる認証技術、多要素認証）の取り扱いに関する基準を明確化し、これらを規定する新たな規則を盛り込む必要があります。これにより、将来的な技術革新に対応できる柔軟な枠組みを構築し、信頼性の高いデジタル認証を提供できるようにします。

3.2 認証業務の透明性と信頼性の向上

民間認証機関に対する監視体制を強化し、第三者に

よる定期的な監査制度を導入することを提案します。また、認証機関に対しても、監督基準の明確化を求め、透明性を向上させることで、市場全体の信頼性を高めます。

3.3 国際的な整合性の確保

欧州連合の eIDAS 規則など、国際的な基準に基づいた認証業務の規定を整備し、国際的な信頼性を高めるとともに、海外取引や外国企業との協力における法的なリスクを低減させることが重要です。

3.4 規制の柔軟性と未来志向の枠組み

規制は静的なものではなく、技術革新に応じて柔軟に適用できる形に変更することが望まれます。これにより、今後のデジタル社会の変化に対応し、常に最新の技術基準を採用することが可能になります。

4. 結論と期待される効果

早期改正を実施することで、以下の効果が期待されます：

信頼性の向上：デジタル署名や認証に対する信頼性が向上し、国内外でのデジタル取引の促進が期待できます。

国際競争力の強化：国際的な基準との整合性を確保することで、日本企業の国際競争力が高まり、グローバルな取引における法的リスクが低減します。

技術革新への柔軟な対応：新たな技術に迅速に対応できる枠組みを整備することで、将来的なデジタル社会における競争力が確保されます。

このような改正を迅速に進めることで、日本の電子署名及び認証業務における信頼性と透明性を高め、国際的な競争力を強化することが可能となります。